

監査報告書

令和4年5月25日

学校法人上宮学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人上宮学園

監事 木田 真敏 

監事 玄利 虎之助 

私たち学校法人上宮学園の監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人上宮学園寄附行為第17条の定めに基づき令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）理事等の業務の執行状況及び決算の状況を監査いたしました。その結果につき、下記のとおり報告いたします。

記

① 監査の方法

監事は、令和3年度開催の理事会、会議及びその他の事業に出席したほか、理事・職員から事業の報告を聴取し、借入金等重要な決済書類等閲覧し、法人の設置する学校において業務及び財産の状況を調査した。また、会計監査人から報告及び説明を受け計算書類についても検討を加えた。

② 監査の結果

1. 理事等の業務執行に関して、不正の行為がなく、かつ法令及び寄附行為を遵守しており、違反の事実は認められない。
2. 会計帳簿は、学校会計基準に基づき記載すべき事項を正しく記載し、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び財産目録の記載と合致し、法令及び寄附行為に従い、収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認める。

以上